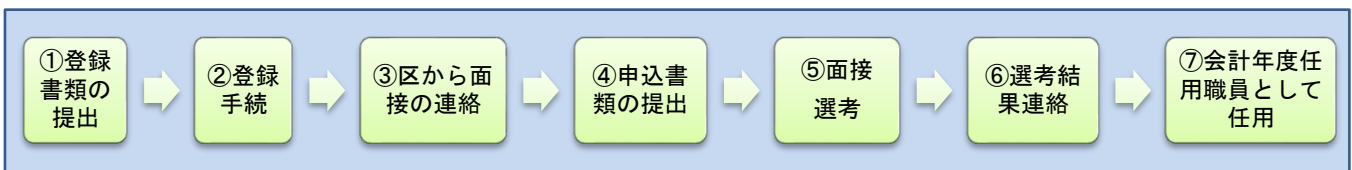


令和5年度採用 保土ヶ谷区会計年度任用職員（福祉保健課健康づくり・ 健康アクション支援業務）登録募集案内

福祉保健課健康づくり・健康アクション支援業務の会計年度任用職員は、あらかじめ職種や希望する勤務時間等を登録していただき、任用が必要になった職について、登録いただいた方の中から、選考を経て任用を決定します。（年度当初の任用の他、必要に応じて、年度途中にも任用を行います。）

登録を希望される方は、下記をご確認のうえ、登録書類をご提出ください。

1 登録の申込・選考の流れ



(1) 登録書類（※会計年度任用職員登録用紙）に必要事項を記入のうえ、下記の申込み先に持参又は郵送で提出してください。

【申込先】保土ヶ谷区役所福祉保健課 ※登録の申込みは通年で受け付けていますが、令和5年4月5日（水）からの勤務を希望の場合は令和5年3月22日（水）までに申込みください。

(2) 申込先で登録手続きを行います。（任用希望登録の有効期間は、令和6年3月31日迄です。）

(3) 登録者の中から募集する職種・勤務日数等条件のあてはまる方について面接選考を実施します。面接日時については登録いただいた方に個別にお知らせします。

※登録期間中、必要に応じて随時選考を行います

(4) 選考実施後、選考の結果を連絡します。

(5) 選考の結果、採用となった場合は、会計年度任用職員としての任用手続きを行います。

◆注意事項◆

- ・登録は、任用を約束するものではありません。ご登録いただいても、条件に合わない場合には、面接の連絡は行いません。

2 募集する職種、職務内容

(1) 栄養士スタッフ

- ア 乳幼児から高齢者までの食生活等健康相談
- イ 乳幼児から高齢者までの健康講座運営実施補助
- ウ 健康啓発イベントにおける食生活等相談及び運営補助
- エ 各種調査及びアンケートの集計
- オ その他、上記作業に付随する業務及び横浜市職員の指示による事務業務

（次ページあり）

(2) 歯科衛生士スタッフ

- ア 乳幼児から高齢者までの歯科等健康相談
- イ 乳幼児から高齢者までの健康講座運営実施補助
- ウ 健康啓発イベントにおける歯科等相談及び運営補助
- エ 各種調査及びアンケートの集計
- オ その他、上記作業に付随する業務及び横浜市職員の指示による事務業務

3 応募資格

希望する職のうち、以下の要件を満たすこと。

(1) 栄養士スタッフ

- ア 管理栄養士（又は栄養士）の資格を有すること
- イ パソコンでの作業（エクセル、ワード）ができること
- ウ 窓口・電話対応ができること

(2) 歯科衛生士スタッフ

- ア 歯科衛生士の資格を有するもの
- イ パソコンでの作業（エクセル、ワード）ができること
- ウ 窓口・電話対応ができること

4 勤務条件等

(1) 身分

地方公務員法第 2 2 条の 2 に定める会計年度任用職員

(2) 任用期間

令和 5 年 4 月 5 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間で必要に応じて任用します。

※勤務成績が良好である場合等、再度任用する場合があります。（最大 4 回）

5 欠格条項

地方公務員法第 16 条に定める採用に関する欠格事由に該当する場合には、会計年度任用職員の任用を行うことができません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる者

6 その他

提出書類に記載されている個人情報、会計年度任用職員の任用手続以外の目的で利用することはありません。

7 停止条件

本件は、令和 5 年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とします。

8 申込・問合せ先

保土ヶ谷区福祉保健課 会計年度任用職員採用担当 TEL:334-6344 FAX:333-6309